

事務局提案

第 1 号 会長及び副会長の選出について

1. 会長及び副会長の選出に関する規則上の規定について

- 島根県総合開発審議会規則〔抜粋〕
 (会長及び副会長)
 第 3 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。
 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 3 副会長は、会長を助け、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

規則上、会長及び副会長については、委員の互選によりこれを定めるとされています。

2. 会長及び副会長の提案について

今回が、委員任期開始後 (R3. 7. 3～)、最初で開催する会議であることから、上記規定により、会長及び副会長の選出を行う必要があります。

事務局としましては、前回任期において、会長及び副会長として島根創生計画策定に係る答申のとりまとめに尽力され、これまでの審議経過も熟知されていることを踏まえ、島根大学学長の服部泰直委員を会長に、島根県社会福祉協議会副会長の室崎富恵委員を副会長として、引き続きお願いすることを提案させていただきます。

(事務局提案)

役 職	氏 名	備 考
会 長	服部 泰直	国立大学法人島根大学 学長
副会長	室崎 富恵	社会福祉法人島根県社会福祉協議会 副会長

3. 選任

服部泰直委員を会長に、室崎富恵委員を副会長と選任することについて、別添【様式 1】によりご回答をお願いいたします。

第54回島根県総合開発審議会（書面会議）

会長及び副会長の選任に係る回答書

氏名	
第1号 会長及び副会長の選任について	
<input type="checkbox"/> 事務局提案を承認	
<input type="checkbox"/> 事務局提案を否認	
いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> をご記入願います。	
※ご意見のある方は、以下にご記入願います。	